

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 安西 祐一郎

平成27年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の交付内定について（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が交付を行う平成27年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）については別紙1の日程により交付内定・交付決定を行います。今回、下記Iに掲げる交付の内定を行う研究課題について、別添「平成27年度交付内定一覧（日本学術振興会分）」（以下、「内定一覧」という。）のとおり交付内定をしましたので通知します。また、今回交付内定をしなかったものは不採択となりましたので、併せて通知します。

ついては、内定一覧に基づく審査結果を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

なお、交付決定額については、平成27年度予算成立後に予算の範囲内において決定するため、交付内定額と異なる場合があります。また、本内定通知は、平成27年度予算が成立しない場合においては失効することを予めご留意下さい。

記

I 対象課題

1. 新規の研究課題

新学術領域研究（研究領域提案型）の継続の研究領域（公募研究）、基盤研究（A）、基盤研究（B）（※審査区分「特設分野研究」を除く）、若手研究（A）

2. 継続の研究課題

新学術領域研究（研究領域提案型）、基盤研究（S・A）、研究活動スタート支援

基盤研究（B）及び若手研究（A）の平成23年度以前に採択された研究課題、基盤研究（C）及び若手研究（B）の平成22年度以前に採択された研究課題

II 提出書類及び提出期限

別紙2「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成27年度）」の内容を確認した上で、下記の提出書類を別紙4の方法により取りまとめ、研究助成第一課（次頁Ⅲ参照）に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1) 必ず提出する書類		
① 交付申請書の提出書（様式A-1）	研究機関	4月24日（金）
② 交付申請書（様式A-2-1）	研究代表者	
③ 交付請求書（表紙）（様式A-3）	研究機関	
④ 交付請求書（様式A-4-1）	研究代表者	
(2) 必要に応じ提出する書類		
⑤ 交付申請の辞退届（様式A-7） ⑥ 研究代表者の転出報告書（様式A-8） ⑦ 育児休業等に伴う交付申請留保届（様式A-10） ⑧ 間接経費の辞退届（様式A-11） ⑨ 研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式A-13）	研究機関	4月17日（金）
⑩ 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）における産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究実施計画の変更願（様式A-14）	研究代表者	

III 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課

TEL 03-3263-0164, 4758, 4779, 4724, 0996, 1870 FAX 03-3263-9005

IV 提出書類について

■ 電子申請システムによる提出書類の作成

今回交付内定を行う研究種目の交付申請手続きについては、電子申請システム等により申請書類の作成を行ってください（別紙5参照）。

各様式については、別紙3「提出書類一覧」とおり、電子申請システムに入力し作成する書類及び日本学術振興会ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）掲載の様式をダウンロードし作成する書類があります。なお、交付申請書、交付請求書は、電子申請システムにより作成、送信するとともに、出力した書類について、内容の確認、押印等の必要な処理を行った上で提出する必要がありますのでご注意ください。

また、提出書類の作成に当たっては、同ホームページにおいて、「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載していますのでご活用ください。

V 次年度以降の「交付予定額」について

「内定一覧」に記載している次年度以降の交付予定額については、研究計画の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

（参考）交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の研究課題について、科学研究費助成事業—科研費—公募要領（以下「公募要領」という。）において応募書類の提出が必要とされているにもかかわらず、所定の期間に応募書類の提出がなかった場合
- 継続の研究課題について、公募要領に基づき提出された応募書類が科学研究費委員会（新学術領域研究については科学技術・学術審議会）において審査に付された結果、「不採択」又は「交付予定額を減額して採択する」とされた場合
- 継続の研究課題について、科学研究費補助金取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」となった場合
- 継続の研究課題について、「調整金」を活用した前倒し使用を行った場合

VI 留意事項

1. 基盤研究（B）、若手研究（A）の新規研究課題については、平成27年度より補助金を交付する予定です。
2. 本年度に適用することを予定している補助条件は別紙6のとおりですので、内容を研究代表者に周知してください。なお、平成27年度の補助条件等の主な変更点については別紙7として添付しておりますのでご確認ください。
3. 平成27年度補助条件より、研究代表者に対して、研究分担者から新たに「研究分担者承諾書」を速やかに徴収することにより、研究倫理教育を受講することについての確認を行うことを求めていますので、研究機関として必要な事務を行ってください。
4. 基金分の平成27年度支払請求書の作成手続きから電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙8）について、研究代表者に確認を求めています。本内容は本会のホームページ（http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html）に掲載しておりますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者、連携研究者等にも必ず周知し、理解してもらうよう研究代表者に周知してください。
5. 新規の研究課題については本件通知日以降、継続の研究課題については4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、各研究代表者に周知願います。

ます。（必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。）また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

6. 直接経費の交付請求額が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金しますので、交付請求書には前期分と後期分の内訳を記載してください。ただし、直接経費の交付請求額が300万円未満の研究課題については前期に一括して送金します。なお、後期分については10月頃に送金を行う予定です。
7. 交付申請書（様式A-2-1）に含まれる個人情報、科学研究費助成事業の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、国立情報学研究所のデータベースに収録し公開する予定です。
8. 「研究計画最終年度前年度の応募」として平成27年度公募において、新規応募を行った研究代表者の研究課題が採択・内定された場合や、研究活動スタート支援の継続の研究課題を有する研究代表者が平成27年度公募において新規応募を行った研究種目に採択・内定された場合には、継続の研究課題の内定は行いません。
9. 交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究分担者を変更する必要がある場合には、速やかに前頁Ⅲに連絡してください。
10. 不採択となった応募研究課題の研究代表者のうち、第1段審査結果の開示を希望されている方には、別途4月下旬頃までに電子申請システムにより開示を行う予定です。
11. 不採択となった応募研究課題の一部については、年度途中における交付の辞退、廃止等の状況により、追加採択分として新たに交付の内定を行うことがあります。

（添付書類）

- 別 添 「平成27年度交付内定一覧（日本学術振興会分）」
- 別紙1 「平成27年度科学研究費助成事業の交付内定・交付決定の日程（予定）」
- 別紙2 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成27年度）」
- 別紙3 「提出書類一覧」
- 別紙4 「交付申請書等の取りまとめ方法」
- 別紙5 「科研費電子申請システムを利用した交付申請について」
- 別紙6 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）（平成27年度）」（予定）
- 別紙7 「平成27年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について」
- 別紙8 「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」